

マージン率等に係る情報提供

株式会社シエナ工房

更新日：2025年4月

当社は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と、派遣労働者に支払う賃金の差額割合（マージン率といいます）を公開します。

（法第23条第5項） このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

2025年度（2024年5月～2025年4月）の労働者派遣におけるマージン率は以下の通りです。

派遣労働者の数 1 名 （全社員 16名）

採用は無期雇用の社員で、客先の要請により派遣業務に従事してもらうことがあります。

他の業務と待遇を含め変わりありません。

派遣事業に従事する社員は固定ではなく、作業内容等により派遣契約になったり

請負契約になったりすることがあります。社員全員が派遣業務に従事する可能性があります。

派遣先数	1 社	
派遣料金の平均額	28,750 円	(1日(8時間)当たりの平均額)
労働者賃金の平均額(*)	16,897 円	(1日(8時間)当たりの平均額)
マージン率	41.2 %	

(*)労使協定を締結し、協定対象派遣労働者の範囲はシステム関連業務に従事している社員。

（法第30条の4第1項）

派遣労働者のキャリア形成支援制度は新入社員研修、3年次研修及びビジネススキル研修、システム訓練・技能研修、新任役職者研修等の教育訓練体系に沿って行います。

【費用の内訳】

- ・労働者賃金：労働者へ支払う賃金（賞与、時間外手当、各手当を含みます）
- ・法定福利費：労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料（会社負担分）
- ・諸費用：事務管理費、求人採用費、通信費、厚生費、福利厚生費、社屋や寮にかかる管理費用、有給休暇取得に要する費用、その他教育訓練費用など